



催眠商法(SF商法)にご注意! の巻



見守りポイント

- ◎いそいそと楽しそうに出かける回数が増えた時には、定期的に業者のところへ出かけている可能性があります。
- ◎部屋の中に見たことのない布団や健康器具などがあることに気づいたら、それとなく話を聞いてみましょう。
- ◎ご本人に被害者意識がない場合、周囲の人からの声かけによって被害に気付くことがあります。
- ◎頭ごなしに否定すると、意地になって余計にのめり込むことがあるので、注意が必要です。

対処方法

- ◆契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ◆業者の説明をうのみにせず、本当に必要な商品か、よく考えましょう。
- ◆「癌に効く」「腰痛が治る」など虚偽の説明により誤認して契約してしまった場合や、帰りたいと言ったのに帰らせてもらえず、仕方なく契約したなど、不適切な勧誘があった場合は、契約の取消ができます。

●岩出市役所 市長公室 岩出市西野209番地

電話:0736-62-2141 FAX:0736-63-5229

消費生活相談窓口 第1・3火曜日 13:00~16:00 ※詳細は、岩出市ウェブサイトや広報紙でご確認ください。

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話:073-433-1551 FAX:073-433-3904

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。